

経済要録

国

内

◆ 7か国蔵相・中央銀行総裁会議（G7）の共同声明について

主要先進7か国（日本、米国、ドイツ、英国、フランス、イタリア、カナダ）の大蔵大臣および中央銀行総裁は、4月28日、ワシントンD.C.において、以下のような共同声明を採択した。

1. 主要7か国の大蔵大臣および中央銀行総裁は、G7諸国が、経済力と責任を共有している高度に相互依存的な世界経済の一部をなすことを強調した。したがって、国際的な経済政策協調を継続していくことが彼らの共通する目標である物価安定を伴った持続的成長を達成するうえで不可欠であることを再認識し、政策協調プロセスへの支持を再確認した。
2. このことを念頭において、大臣および総裁は、湾岸戦争終結後の世界経済の状況と見通しについて検討を行った。彼らは、景気後退にある国々において、経済の回復とインフレの低下が見込まれる兆候があることに留意した。彼らはまた、最近まで力強い経済拡大を続けてきた国々において高い実質金利が継続し経済活動が減速していることに留意した。
3. このような背景の下に、大臣および総裁は、実質金利の低下と物価安定を伴った世界経済の持続的回復の基礎を提供する金融・財政政策の重要性を強調した。彼らは、このような中期的戦略は、現在の見通しにおける潜在的なリスクと不確実性を減少させる最善の方法であると信じた。彼らは、世界的な貯蓄の増強を目的とする政策の重要性を再確認した。彼らは、状況を緊密に監視し、そして世界経済の健全な回復および成長を達成するために、協調プロセスの中で必要に応じて措置をとることに合意した。

4. 貿易と成長の密接な関連にかんがみ、大臣および総裁は、また、ウルグアイ・ラウンドを成功裡に終結させることの重要性を強調した。

5. 大臣および総裁は、また、国際金融市場の動向について検討を行い、為替市場において緊密に協力することのコミットメントを再確認した。

6. 大臣および総裁は、中・東欧における改革努力および、ラテン・アメリカ、アフリカおよびアジアで行われている改革努力を歓迎した。彼らは、世界経済の力強い回復、および主要先進国における市場開放がこうした努力に対して必要な支持を与えるものであることに合意した。彼らは、ソ連における困難な経済状況に留意し、継続的な経済改革が必要であることに留意した。

7. 大臣および総裁は、開発途上国が市場指向の改革を維持することを奨励し、IMFおよび世銀がコンディショナリティと資金供与を通じて、こうした努力を積極的に支援することの重要性を強調した。これに関連し、彼らは、年末までにIMFの増資を行うとのコミットメントを再確認した。

◆ 日ソ共同声明について

4月16～19日、ソ連のゴルバチョフ大統領がソ連元首としては初めて訪日した。海部総理と6回にわたって首脳会談を行った後、4月18日に両首脳により日ソ共同声明が署名された。その要点（外務省作成）は、以下のとおり。

1. 北方領土問題及び平和条約交渉

- (1) 「（両首脳は、）歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の帰属についての双方の立場を考慮しつつ領土国定の問題を含む」日ソ間の「平和条約の作成と締結に関する諸問題」について話し合いを行った。

-
- (2) 平和条約が領土問題の解決を含む最終的な戦後処理の文書であるべきことが確認された。
 - (3) 平和条約の準備を完了させるための作業を加速することが第一義的に重要であることが強調された。
 - (4) 齢舞、色丹両島の我が国への引渡しを規定した1956年の日ソ共同宣言との関連では、「戦争状態の終了及び外交関係の回復を共同で宣言した1956年以来長年にわたって二国間交渉を通じて蓄積されたすべての肯定的要素を活用しつつ」との表現が盛り込まれた。
 - (5) 更にソ連側より北方四島との関連で、四島住民との交流の拡大、日本国民による無査証での訪問、経済活動の開始、ソ連の軍事力の削減措置を近い将来とる旨の提案があり、日本側よりこれらの問題につき今後更に話し合うこととした。

2. 広範な二国間関係

- (1) 最高首脳レベルの定期的な相互訪問により、政治対話を拡大する。
- (2) 平和条約締結作業の加速化の重要性を強調するとともに、「同時に」日ソ間で「貿易経済、科学技術及び政治の分野」並びに「社会活動、文化、教育、観光、スポーツ、両国民間の広範で自由な往来を通じての建設的な協力の展開が、合目的」と認識。
- (3) また政治、経済その他の「様々な分野において、均衡のとれた形でかつ可能な範囲で両国間の実務関係を更に深化させ及び発展させることの必要性につき意見の一致をみた」。

3. 国際情勢

- (1) 日ソ関係の正常化は、アジア・太平洋ひいては世界の平和と繁栄に資する。
- (2) 国連協力の重要性、旧敵国条項は意味を喪失。
- (3) 中東の戦後復興における協調の重要性。
- (4) アジア・太平洋における諸国家の自主性の尊重。
- (5) 朝鮮半島、カンボディアにおける協力、就中北朝鮮のIAEAとの保障措置協定の速やかな締結の希望。
- (6) アジア・太平洋における安全保障面を含む広範な対話と交流の重要性と、自由と開放性の原則の下での協力の重要性。

なお、日ソ共同声明とともに、拡大均衡の考え方則って、「捕虜収容所に収容されていた者に関する協定」、「ソ連における市場経済への移行のための改革に対する技術的支援に係る協力に関する協定」、「チェルノブイリ原子力発電所事故の住民の健康に対する影響を緩和するための協力に関する覚書」、「新規航空路線開設及び無着陸シベリア経由便増加を定めた航空業務に関する交換公文」等、十五の文書の署名、発出を行った。

◆社債等代用証書制度の見直しについて

日本銀行は、手形オペおよび手形売買取引の担保拡充措置の一環として、社債等代用証書制度の見直しを行い、5月7日から実施した。同見直しの概要は以下のとおり。

- 1. 適格政保債（公募債）、金融債の代用証書化
従来、本制度の代用証書の対象は政保債に限定されていたが、金融債も代用証書の対象債券とし、代用証書発行金融機関の拡大を図る。
- 2. 回号統合および券面額拡大
券面額拡大を図るため、同一種類であれば複数回号にわたる債券でも1枚の代用証書に統合して発行可能とする（現行は同一回号のみ発行可）。また券面種類については、現行の10万円、1百万円、5百万円、1千万円、5千万円を1千万円、5千万円、1億円、5億円、10億円、50億円の6種類とする。

◆銀行、信用金庫の短期プライムレート連動型長期貸出金利の導入について

富士銀行では、4月15日、長期変動貸出金利につき、従来の長期プライムレートに連動する方式に替え、短期プライムレートに一定のスプレッドを上乗せして決定する短期プライムレート連動型の長期貸出金利を導入した。この間、信用金庫でも、城南信金が4月1日から短期プライムレート連動型の長期貸出金利を導入した。

なおその後、その他の金融機関でも概ね同様の長期貸出金利を導入する動きがみられた。

◆地価税法の成立について

地価税法が4月24日、参議院本会議で可決、成立した。その概要は以下のとおり。

課税の対象	個人および法人が1月1日において有する土地等。
非課税	①国及び公共法人が有する土地、②公益法人等が有する土地で業務目的の用に供されているもの、③人格のない社団法人が有する土地で事業の用に供されているもの、④公益的な用途に供されている土地（公園、道路、病院、社会福祉施設等）、⑤住宅の用に供されている土地、⑥1m ² 当たりの土地の価額が3万円以下である土地、等。
課税価格	課税時期において有する土地等の価額の合計。但し、石油コンビナート、ガソリンスタンド等については課税価額に算入する価額を2分の1に、また、優良な宅地又は分譲予定地については5分の1に軽減する等の特例措置あり。
基礎控除	①10億円（個人及び資本金1億円以下の法人については15億円）、または②1m ² 当たりの土地の価額が3万円を超える土地等について3万円にその土地等の面積を乗じた金額、のいずれか多い金額。
税率	0.3%（但し、平成4年の課税時期に係る地価税の税率は0.2%）。
申告及び納付	10月1日から同月31日までの間に申告書を提出するとともに、地価税額の2分の1に相当する金額を申告書の提出期限までに、その残額を翌年3月31日までに納付（但し、平成4年の課税時期に係る地価税の申告書の提出期限は11月16日から12月15日まで）。
施行期日	平成4年1月1日

◆消費税法の改正について

消費税法の一部改正案は、5月8日、参議院本会議において可決、成立した。同法とそれに伴う消費税見直しの概要は以下のとおり。

1. 中間申告・納付制度の見直し（運用益問題）

現行では、前課税期間の納税額が60万円を超える事業者については申告・納付回数が年2回（確定申告1回、中間申告1回）とされているが、納税額500万円を超える大規模事業者については申告・納付回数を年4回（確定申告1回、中間申告3回）に増やす。

2. 中小事業者向け諸措置の見直し（益税問題）

(1) 簡易課税のみなし仕入率の区分・水準については政令事項とし、その区分を現行の2区分（卸売90%、その他80%）から4区分（卸売90%、小売80%、製造業等70%、その他60%）に細分化する。

(2) 簡易課税の適用上限は、現行5億円を4億円に引下げる。

(3) 事業者免税点については現行3千万円を維持する。

(4) 限界控除制度の適用上限は、現行6千万円を5千万円に引下げる。

3. 非課税範囲の見直し（逆進性）

次のものを新たに非課税とする。

(1) 住宅家賃

(2) 教育費（入学会、施設設備費、学籍証明等手数料等）

(3) 助産

(4) 火葬・埋葬

(5) 一定の身体障害者用物品の譲渡等

(6) 第二種社会福祉事業（児童厚生施設経営事業、母子福祉施設経営事業等）

(7) 老人福祉法等に基づく在宅サービス（ホームヘルパー等）

4. その他

改正法は平成3年10月1日から施行することとし、上記1. および2. については同日以降に開始する課税期間から適用する。

◆「商品投資に係る事業の規制に関する法律」の成立について

「商品投資に係る事業の規制に関する法律」（いわゆる商品ファンド法案）が、4月24日、参議院本会議で可決、成立した。同法律は、商品投資に係る事業を営む者について許可制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、業務の適正な運営を確保し、もって同事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の保護を図ることを目的としたもの。具体的には、まず商品投資の定義を規定したうえで、商品投資販売業を営む者を主務大臣（大蔵大臣、農林水産大臣、または通商産業大臣）の許可を受けた法人に、また、商品投資顧問業を営む者を主務大臣（農林水産大臣、または通商産業大臣）の許可を受けた株式会社に限定している。そのほか、投資家に対するディスクロージャー、詐欺的行為の禁止といった行為規制についても定めている。なお、商品ファンドの譲渡性、商品組入比率等の商品の具体的な内容については、同法律では定めず、政省令等にゆだねている。

◆貸金業規制法の一部改正法案の成立について

貸金業規制法の一部改正法案（「貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」）が5月8日国会で成立した。

今回の法改正は、ノンバンク（預金等を受入れないで与信業務を営む会社）の土地関連を中心とした融資活動の影響が大きくなりつつあるとの認識の下、ノンバンクの融資活動に対するモニタリング体制を整備することを目的としており、自民党の金融問題調査会ノンバンク小委員会および大蔵省銀行局長の私的研究会であるノンバンク研究会における検討を踏まえて行われたもの。その主な内容は以下のとおり。

1. 貸金業規制法の目的規定（第1条）において、従来の「資金需要者等の利益の保護を図る」のほか、「国民経済の適切な運営に資する」を追加（この結果、現行の大蔵大臣または都道府県知事の報告徴求権限（第42条第1項）は消費者保護のためだけではなく、地価高騰への対応など「国民経済の適切な運営に資する」ためにも発動が可能となる）。
2. 一定額以上（政令で定める扱い）の貸出残高を有する貸金業者に対し、貸金業に係る事業報告書

を作成し、大蔵大臣または都道府県知事に定期的に提出することを義務付け（第41条の2）。

3. 第41条の2による事業報告書を提出せず、または虚偽の記載をした者、および、第42条第1項による報告を行わず、もしくは虚偽の報告をした者には、罰金を賦課（第50条第4号、第5号）。
4. 事業報告書の提出（第41条の2）、大蔵大臣または都道府県知事の報告徴求権限（第42条第1項）の運用にあたっては、「国民経済の適切な運営に資するため、土地に係る貸金業者の貸付けの実態把握および適正化のため必要な最小限度において行われなければならない」との指針を呈示（附則第2条）。

◆郵貯関連二法の成立について

郵政省の貯金関連二法（「郵便貯金法の一部を改正する法律」と「郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律」）が4月18日国会で成立した。

郵貯法一部改正の内容は、①預入限度額の引上げ（700万円→1,000万円）、②進学積立郵便貯金について、貯蓄目的の対象を進学に必要な資金から、在学中の資金も加えた教育を受けるために必要な資金に拡大し、その名称を教育積立郵便貯金に改めること、③預金者貸付の担保となる定期郵便貯金が継続預入される場合、貸付の継続が可能となるよう規定を整備する、④定期郵便貯金の利子計算方法を月割りから日割りにする、等となっている。

また、外貨両替、旅行小切手法は、内外の海外旅行者の利便を図るため、郵便局で外貨両替ならびに旅行小切手の受託販売および買取りができるようにするもの。なお、同サービス開始時の取扱郵便局数は100局程度となる見込み。

◆証券取引審議会・不公正作業部会報告書「店頭市場に対する行為規制の適用について」

証券取引審議会・不公正作業部会は、4月26日、「店頭市場に対する行為規制の適用について」の報告書をまとめた。同報告書では、最近店頭市場の規模が拡大し、不特定多数の投資家が参加する状況となってきた中、店頭市場にも証券取引法（以下、「法」）上の行為規制を適用し、一層の投資家保護を図ることが喫緊の課題であるとしている。

同報告書の概要は以下のとおり。

1. 店頭市場に対する行為規制適用の必要性

2. 店頭市場に対する行為規制の適用

(1) 相場操縦的行為の禁止

現行規制は上場有価証券のみを対象としているが、証券業協会が管理し、相場を一元的に公表する有価証券にも同規制を適用することが適当である。

(2) 内部者取引の禁止等

会社関係者の禁止行為（法第190条の2）、会社役員等の株券等売買に関する報告義務（法第188条）、会社役員等の短期売買による利益の返還（法第189条）、および会社役員等の空売りの禁止（法第190条）の適用を、店頭登録銘柄および店頭管理銘柄（以下、「店頭登録銘柄等」）の発行会社が発行する株券等に拡大することが適当である。また、公開買付者等関係者の禁止行為（法第190条の3）の適用を店頭登録銘柄等にまで拡大するのが適当である。

3. 関連規定の整備

2. の行為規制の適用に関連して、①証券業協会（以下、「協会」）が店頭市場における毎日の相場を公表するとともに、大蔵大臣に報告書を提出する旨の規定や、②大蔵大臣が店頭登録銘柄等の発行会社に対し、報告または資料の提出を命じ得る旨の規定等を整備する。

4. 協会等における審査・管理等の充実

行為規制の実効性を確保するため、協会においては、売買審査の機械化、店頭登録銘柄等の売買値段発表等の充実、規定の改正等を行うほか、証券会社も対応の充実を図る。

5. その他－株式市場の機能拡充

◆証券取引審議会・基本問題研究会ディスクロージャー小委員会報告「ディスクロージャー制度の見直しについて」

証券取引審議会・基本問題研究会ディスクロージャー小委員会（河本一郎小委員長）は、4月25日、「ディスクロージャー制度の見直しについて」の報告をまとめた。同報告では、私募のディスクロージャー免除の基準として、人数基準（一定の期間内に50人未満に対して勧誘する場合）のほかに、属性基準（一定の要件を満たす機関投資家のみを対象とする場合）を追加することを提言している。また、ディ

スクロージャーが免除されて発行された証券については転売規制を課すこと、短期の証券については開示内容等の簡素化または開示の免除を行うこと、としている。

同報告の構成は以下のとおり。

第1章 公募概念等の見直し

第2章 新たな有価証券概念の採用に伴うディスクロージャーの整備

第3章 その他ディスクロージャー制度の整備・改善

◆「保険会社の業務範囲の在り方について」の保険審議会総合部会経過報告について

保険審議会・総合部会は4月9日、「保険会社の業務範囲の在り方について」の経過報告を了承した。

同報告は、事業の健全性維持のための環境整備を図りつつ、規制緩和による競争促進を通じて利用者利便の向上を図るとの観点から、以下の点を挙げている。

(1) 保険事業の多様化、効率化

- ①保険商品については、料率・配当の競争促進に加え、合同運用の見直しと商品に応じた区分経理・特別勘定の導入による運用成果の明確化
- ②資産運用手段、業務範囲の多様化
- ③資金調達の弾力化

(2) 保険事業と他業態との関係

- ①生損保兼営禁止の見直し
- ②保険事業と他業態との相互参入

(3) 業務の見直しのための体制整備

- ①保険経理の見直し、ディスクロージャーの整備
- ②会社形態の見直し

◆産構審・リース産業部会の中間答申について

産構審・リース産業部会は、4月23日、「我が国のリース産業の今後の在り方について」と題する中間答申をまとめた。

同答申は、リース産業の発展過程、構造、果たしてきた役割につき述べたあと、リース取引に関する法制、会計制度、税制上の問題点について幅広く検討している。また、リース産業の資金調達について、①C P・社債発行の自由化、②リース資産の流動化の促進、を提言している。

なお、現在、リース業界においては、投機的な土地取引と判断される融資業務は一切行わないこと等を内容とする自主規制を実践している。

◆平成3・4年度の金融機関店舗および機械化行政に関する通達等について

大蔵省は、4月18日、平成3・4年度の金融機関店舗および機械化行政に関する通達および事務連絡を発出した。同通達等の特色は、①同一業態内における競争を促進するように店舗の設置場所基準を緩

和していること、②合併した金融機関の資金量等のシェアが合併前に比べてかなり高くなる地域では、他の金融機関の出店を弾力化すること、③機械化関連では、POSシステムによる資金移動の範囲を拡大していること、等の諸点。前回通達等からの主な変化点は以下のとおり。

	前回通達等	今回通達等
一般店舗および小型店舗の設置場所	周囲300m以内に同種異種金融機関合わせ4未満の場所	周囲300m以内に異種金融機関4未満の場所
特に経済集中度の高い場所の特例	3大都市以外の政令指定都市について容積率800%以上の場所	3大都市以外の政令指定都市について容積率700%以上の場所
小型店舗の人員制限	15名以内	18名以内
機械化店舗の設置枠	6店舗以内	8店舗以内
小型店舗から一般店舗への昇格枠	1店舗以内	2店舗以内
昇格制度の新設	_____	機械化店舗から小型店舗への昇格制度（小型店舗の枠内で自由）を新設
合併の特例	_____	合併した金融機関の資金量等のシェアがかなり高くなる地域について他の金融機関の新設、配置転換を弾力化
POSシステム	_____	POSシステムを利用した資金移動取引の取扱範囲を他行（庫）にまで拡大
資金移動取引における事前登録の省略	_____	顧客の端末機等を利用した資金移動取引における事前登録の省略

◆協同組織金融機関の優先出資について

「協同組織金融機関の自己資本問題研究会」^(注)はこのほど、Tier I の増強を図るため、組合員以外からの資金調達を可能とする「優先出資制度」について、最終報告をまとめた。

同報告では、優先出資制度は、基本的には株式会社の優先株制度を援用しているが、その導入にあたっては、普通出資者と優先出資者との間の利害を合理的に調整すること、「協同組合原則」を害さないように配慮することを基本的な課題としている。

なお、優先出資制度の理念型としては、①剰余金からの配当について優先的内容を有し、残余財産の分配についても優先的内容の付与を可能とする、

②議決権を有しない、③優先出資の内容および償還性については定款で定める、④私法上の有価証券である優先出資証券を発行し、また発行は不特定多数の者に対して可能とする、⑤優先出資証券は時価発行を可能とする、⑥ディスクロージャー等の投資家保護のための手当てをし、上場も可能とする、となっており、こうした優先出資制度導入のための法整備のあり方にも言及している。

(注) メンバーは、全国信用金庫協会、全国信用金庫連合会、全国信用組合中央協会、全国信用協同組合連合会、全国労働金庫協会、労働金庫連合会、全国農業協同組合中央会、全国信連協会、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫

◆日本銀行の組織変更について

日本銀行は、組織運営の一層の円滑性・効率性を確保する趣旨から、5月27日（月）、次のとおり一部組織変更を実施した。

①支店

中小17支店（注）につき4課制（「営業課」、「業務課」、「発券課」、「文書課」）から3課制（「総務課」、「業務課」、「発券課」）に移行し、支店組織を簡素化・効率化。

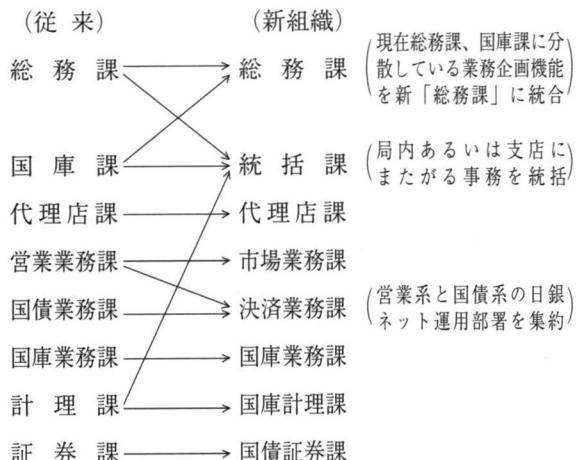
（注）青森、秋田、福島、前橋、横浜、新潟、松本、岡山、松江、高松、松山、高知、大分、長崎、熊本、鹿児島、那覇

②業務局

より効率的で円滑な業務運営体制を整備する趣旨から、局内組織を再編。

③情報サービス局

図書のほか各種刊行物、資料等の管理を専担する部署として情報サービス局内に資料図書課を新設することとし、金融研究所図書課は廃止。



◆現行金利一覧 (3年5月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	(%) 内 前回水準
公定歩合			
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	6.0	2. 8.30	(5.25)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	6.25	2. 8.30	(5.5)
短期プライムレート	7.875	3. 4. 8	(8.25)
長期プライムレート	7.7	3. 4. 1	(7.5)
住宅ローン金利			
・固定金利型	7.68	3. 4. 1	(7.86)
・変動金利型	7.5	3. 4. 1	(7.8)
政府系金融機関の貸付基準金利			
・日本開発銀行	7.7	3. 4. 1	(7.5)
・中小企業金融公庫・国民金融公庫	7.7	3. 4. 1	(7.5)
・住宅金融公庫	5.5	2. 9.17	(5.4)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	5.0	1. 7.28	(4.75)
(期間5年~7年)	5.5	2. 2.27	(5.35)
(期間7年以上)	6.6	3. 2. 1	(6.9)
銀行等の預貯金金利 (日本銀行のガイドライン利率)			
・定期預金			
3か月	4.08	2. 9.17	(3.63)
6か月	5.33	2. 9.17	(4.88)
1年	6.08	2. 9.17	(5.63)
2年	6.33	2. 9.17	(5.88)
・定期積金	3.93	2. 9.17	(3.5)
・普通預金	2.08	2. 9.17	(1.63)
・通知預金	2.33	2. 9.17	(1.88)
郵便貯金金利			
・定額貯金 (1年以上1年6か月未満)	5.08	2. 9.17	(4.63)
・積立貯金 (1年)	4.20	2. 9.17	(3.72)
・通常貯金	3.48	2. 9.17	(3.0)
・定期貯金 (1年)	6.08	2. 9.17	(5.63)
信託配当率			
・指定金銭信託合同運用口 ①			
1年以上のもの	6.08	2. 9.17	(5.63)
2年以上のもの	6.38	2. 9.17	(5.93)
5年以上のもの	6.7	3. 4. 6	(6.5)
・貸付信託 ②			
2年のもの	6.53	2. 9.21	(6.08)
5年のもの	6.82	3. 4. 6	(6.62)

(注) 1.市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。

2.信託配当率は各行自主決定金利。

①既契約分については実施日以降に始まる計算期から適用。

②実施日以降設定分に適用するほか、既設定分は実施日付から6か月後に決算期の到来する分から適用。

◆公社債発行条件 (3年5月15日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)		〈5月債〉 応募者利回(%) <u>6.537</u> 表面利率(%) <u>6.6</u> 発行価格(円) <u>100.38</u>	〈4月債〉 6.535 6.6 100.39
割引国債 (5年)		〈5月債〉 応募者利回(%) <u>6.865</u> 同税引後(%) <u>5.411</u> 発行価格(円) <u>71.75</u>	〈1月債〉 6.939 5.467 71.50
政府短期証券(60日)		応募者利回(%) 割引率(%) 発行価格(円) (9月10日発行分~) 5.550 5.500 99.0959	〈4月2日発行分~〉 5.168 5.125 99.1575
政府保証債 (10年)		〈5月債〉 応募者利回(%) <u>6.800</u> 表面利率(%) <u>6.8</u> 発行価格(円) <u>100.00</u>	〈4月債〉 6.725 6.6 99.25
公募地方債 (10年)		〈5月債〉 応募者利回(%) <u>6.842</u> 表面利率(%) <u>6.8</u> 発行価格(円) <u>99.75</u>	〈4月債〉 6.767 6.6 99.00
利付金融債 (3年物)		〈4月債〉 応募者利回(%) 6.700 表面利率(%) 6.7 発行価格(円) 100.00	〈3月債〉 6.500 6.5 100.00
利付金融債 (5年物)		〈4月債〉 応募者利回(%) 6.800 表面利率(%) 6.8 発行価格(円) 100.00	〈3月債〉 6.600 6.6 100.00
割引金融債		〈5月債〉 応募者利回(%) 6.213 同税引後(%) 5.042 割引率(%) 5.83 発行価格(円) <u>94.13</u>	〈4月債〉 6.213 5.042 5.83 94.12

(注) アンダーラインは今回改定箇所。

海外

◆米国、公定歩合を引下げ

連邦準備制度理事会は、4月30日、景気後退の持続とインフレ圧力の後退等を考慮し、公定歩合を0.5%引下げ5.5%とし、即日実施する旨を発表した。

今回の公定歩合引下げは、91年2月の引下げ(6.5%→6.0%)に続くものであり、今次景気後退局面では3回目。

◆米国商務省、91年設備投資計画の調査結果を発表

米国商務省は、4月10日、91年の設備投資計画に関する調査結果(91/1~3月調査)を発表した。これによると、91年の設備投資計画は2.5%(名目ベース・前年比、以下同じ)と、前回調査時(90年10~11月、2.4%)と同様、90年実績(5.0%)を下回る伸びにとどまっている。業種別の内訳をみると、自動車(△12.5%)、紙・パ(△21.7%)等が前年実績を大幅に下回っているほか、大方の先で前年実績に比べ伸び率が低下している。

米国商務省の設備投資計画調査(1991/1~3月)

(名目、前年比 %、() 内は実質)

< >内は1990年中の 名目ベースウエイト	89年実績	90年実績	91年計画	前回調査
全 产 業< 100 >	11.4 (10.4)	5.0 (4.5)	2.5 (3.2)	2.4 (0.4)
制 造 業< 36 >	12.5	4.9	0.3	0.7
耐 久 財< 16 >	7.2	0.5	△ 2.5	△ 0.8
一次 金 属< 2 >	9.4	1.3	△ 4.8	△ 3.5
電 気 機 械< 4 >	△ 1.8	8.4	1.3	2.9
一 般 機 械< 3 >	6.4	△ 5.3	△ 3.4	△ 2.7
自 動 車< 2 >	17.9	△ 1.0	△ 12.5	△ 4.7
非 耐 久 財< 21 >	17.2	8.4	2.5	1.8
食 品< 3 >	12.2	2.8	5.1	1.2
紙 パ< 3 >	42.7	7.3	△ 21.7	△ 17.0
化 学< 4 >	11.2	11.2	5.3	0.1
石 油< 6 >	15.6	14.6	11.6	10.3
非 制 造 業< 64 >	10.8	5.1	3.8	3.4
鉱 業< 2 >	△ 0.8	7.2	△ 0.2	△ 4.4
鐵 道< 1 >	13.4	2.4	△ 3.6	5.1
航 空< 2 >	19.7	33.4	12.0	20.0
電 力< 8 >	9.5	△ 1.9	6.1	3.9
ガス、その他の< 4 >	10.3	7.2	△ 2.6	△ 3.6
商 業、その他の< 45 >	11.4	5.4	3.9	3.6

(注) 前回調査は90/10~11月。

◆米国連邦準備制度理事会、米銀の海外業務拡大等を骨子とした国際銀行業務規制(レギュレーションK)の改定を発表

米国連邦準備制度理事会は、4月19日、米銀の国際銀行業務を規制したレギュレーションKを改定し、米銀の海外業務拡大等を認める旨を発表した(適用は5月24日以降)。主な内容は以下のとおり。

1. 海外における株式引受け額の上限(連結ベース)を、6千万ドルないし銀行のコアとなる自己資本(Tier I)の25%のいずれか低いほうにまで引上げる
<従来は15百万ドルかつ子会社ごとに2百万ドルの制限>
2. 自己資本が特に充実している銀行については6千万ドルの上限を超える株式の引受けを認める
3. 単独企業が発行する株式の全額引受けを認める
<従来は発行株式の20%まで>
4. 自己勘定で保有する株式残高の上限を、3千万ドルないし銀行のコアとなる自己資本(Tier I)の10%のいずれか低いほうにまで引上げる<従来は15百万ドル>
5. FRBの事前承認なしに行いうる海外での投資額の上限を25百万ドルまで引上げる<従来は15百万ドル>
6. 海外での先物取次ぎや保険引受け等の業務を認める

◆ドイツ大蔵省、信用制度法の改正に関するディスカッション・ペーパーを公表

ドイツ大蔵省は、4月5日、EC金融市場統合に向けての国内法整備等のための信用制度法(銀行法)の改正に関するディスカッション・ペーパーを公表した。同ペーパーの主要点は、以下のとおりである。

1. EC内での統一銀行規制関係
ECの「第2次銀行指令」に沿い、加盟国は域内で設立された銀行に対する「母国監督」を相互承認することとなっていることから、今次信用制度法改正案は、まずこの点を手当てしている。さらに、銀行設立に際して求められる最低資本金を5百万ECUとすること、銀行監督局の検査権限は当該銀行が10%以上の出資ないし議決権を有する銀

行にも及ぶこと、銀行以外の企業に対する10%以上の出資・議決権保有は当該銀行の自己資本の15%を超えてはならず、かつ、出資・議決権保有の合計が自己資本の60%を超えてはならないこと等を盛込んでいる。

また同改正案では、銀行の自己資本の定義につき、E C「自己資本の定義に関する指令」の内容をほぼ全面的に採用することとしている。なお、自己資本比率の定義・規制内容については、現行信用制度法においては、銀行監督局がブンデスバンクと協議のうえ基本準則として別途定めると規定しているので、信用制度法の改正を必要としない。

2. 貯蓄預金の廃止

今次信用制度法改正案は、現行信用制度法における貯蓄預金に係る規定（同法21条～22a条）を全面的に廃止することとしている。

◆ドイツ5大経済研究所、春季共同経済見通しを発表

ドイツの5大経済研究所（DIW<ベルリン>、Ifo<ミュンヘン>、IfW<キール>、HWWA<ハンブルク>、RWI<エッセン>の各経済研究所）は、4月29日、春季共同経済見通しを公表し、旧東西ドイツ別に91年景気・物価見通し等を明らかにした（以下、従来の西ドイツ部分、東ドイツ部分を各々「西独」、「東独」と呼ぶ）。

1. 景気・雇用

(景気)

91年の西独実質G N P成長率は、外需の低迷や予定されている増税等を背景とする個人消費の伸び悩みを中心に、高成長の90年に比べ2%程度減速し、+2.5%となる見込みである（昨秋見通しと同様）。各需要項目とも全般に伸び率が鈍化するなかで、設備投資については昨秋見通しを上方修正し、前年比+8%の堅調な伸びを予測している。

東独経済は、需要、生産、雇用とも低迷を続け、91年の実質G N P成長率は△17.5%となる見通し。景気がボトムに達する時期については、不確実な要素はあるが、91年後半に改善の兆しがみられるであろう。

西独の実質G N P成長率見通し

(前年比 %)

	1990年		91年	
	見通し (90/10月)	実績	前回 (90/10月)	今回 (91/4月)
実質G N P	4.0	4.5	2.5	2.5
個人消費	4.5	4.3	2.5	2.5
政府消費	1.5	2.9	1.5	1.5
設備投資	12.0	12.9	6.0	8.0
建設投資	5.5	5.2	3.5	3.0
輸出	8.5	9.7	8.0	9.0
輸入	10.0	11.8	9.0	10.5

(注) 西独・東独間の商品流通は、引続き輸出入の項目に計上。

(雇用)

こうした東西の異なる景気動向を映じて、雇用情勢も対照的に推移する見通しである。すなわち、西独では、91年中失業者数は20万人減少し、失業率は5.5%まで低下する一方、東独では失業者数・操業短縮労働者数とも急増する見通し（失業者数：90年末24万人→91年末120万人、操業短縮労働者数：90年末78万人→91年末180万人）。

ドイツの雇用情勢見通し

(単位 万人 %)

	西独		東独		西ドイツ	
	1990年	1991年	90年	91年	90年	91年
就業者数	2,841	2,912	885	681	3,726	3,593
失業者数	188	168	24	120	212	288
失業率	6.3	5.5	2.6	15.0	5.4	7.5
操業短縮労働者数	6	10	78	180	83	190

(注) 失業率は、自営業者等を含むベース。

2. 物価・国際収支

(物価)

91年の西独の消費者物価は、予定されている年央からの増税等により約1%上昇し、3.5%程度の上昇（年末時点では+4.0%前後）となる見込み。

(国際収支)

東独からの旺盛な需要に対応するための輸入増加、世界景気のスローダウンを背景とする輸出鈍化から、全ドイツ・ベースの経常収支は、90年の720億マルクの黒字から、91年は△50億マルクと小幅の赤字に転ずる見通し。

3. 政策提言

まず、増税による物価上昇リスク、対ドル・対EMS通貨でのマルク安、高率の賃上げ要求および高水準の財政赤字は、金融引締めを一段と強化する理由には該当しない。すなわち、①増税は一時的な価格上昇を惹起するだけである、②国際的には既に高い金利水準の下で、ドイツ経済に対する信認は崩れおらず、マルク相場がさらに押下げられる公算は少ない、③生産性を上回る賃金上昇が、インフレ的な意味を持つケースは、中央銀行の資金供給により特別にファイナンスされた時に限定される、④中央銀行は財政支出そのものに直接影響を及ぼすことはできない。したがって、これ以上の金融引締めは、経済成長を鈍化させる危険が大きい。

次に、財政上の問題は中期的な財政削減であり、特に東独に対する補助金の削減が重要と考える。東独においては、財政援助の増加よりも効率的な司法・行政機構を整備することが重要である。

また、東独の賃上げ交渉においては、賃上げ率が6割を超えており、94年までに西独の水準へ引上げることを求めるケースもみられるが、短期間におけるこうした大幅賃上げは、東独企業、特に中小企業の発展を阻害するものである。

◆フランス政府、国有企業に対する民間資本参加に関する政令を発表

フランス政府は、4月4日付政令において、国有企業に対する民間資本参加について、次の諸点を条件に認める旨定めた。①『工業、商業および金融の協力に関する協定』に基づくこと、②政府が過半数の資本保有を維持すること、③当該国有企業の新たな増資を伴うこと、④政府が個別に審査すること。

フランス政府の国有企業の民営化方針は、第2次ミッテラン政権発足後凍結されてきたが、本措置により、部分的とはいえフランス国有企业（大手国有

銀行を含む）に民間資本を導入し自己資本を増強することが可能となった。なお、同政令の概要は以下のとおり。

1. 資本参加の条件

フランス政府が資本の過半数を保有する国有企业に対し、民間企業が少数株主として資本参加を行う場合には、①『工業、商業および金融の協力に関する協定』に基づくこと、②現金ないし代償となる資本金の払込みにより自己資本を増額せるものであること、③政府による資本の過半数保有に抵触しないこと、との条件に従うものとする。

2. 資本参加に関する政府の関与

資本参加のためには、上記協定の目的および資本参加する企業名を官報に公告することを要し、その公告後15日以上を経て大蔵省が承認を与えることができるものとする。また、上記協定における金融関連の条件および資本参加時の企業評価については、国有企业評価委員会と協議しなければならない。

◆イタリア、第7次アンドレオッティ内閣が発足

イタリアでは、3月29日にアンドレオッティ前内閣が総辞職した後、4月12日に、これまで同様の5党連立（キリスト教民主党、社会党、共和党、社会民主党、自由党）による第7次アンドレオッティ内閣（戦後50代目）が組閣され、コシガ大統領も13日にこれを了承した。

新内閣の主要閣僚は以下のとおりで、内閣改造にもかかわらず、前内閣とほぼ同じ顔ぶれとなった（なお、32閣僚の党派別内訳は、キリスト教民主党15名、社会党10名、共和党3名、社会民主党2名、自由党2名）。

主要閣僚一覧

首 相 (再任)	Andreotti
副 首 相 (ク)	Martelli*
大 藏 相 (ク)	Carli
外 相 (ク)	De Michelis*
内 相 (新任)	Scotti
商 工 相 (ク)	Badrada
貿 易 相 (ク)	Lattanzio
予 算 相 (再任)	Cirino Pomicino
E C 担当相 (ク)	Romita*

*印の閣僚は社会党、それ以外はキリスト教民主党。

また組閣にあたって同首相が掲げた政策目標も、①財政赤字削減、②92年のEC統合に向けた諸法令整備、③組織的暴力への対応など、これまでの路線を踏襲している。

◆イタリア銀行、公定歩合を1.0%引下げ

イタリア大蔵省は、5月12日、イタリア銀行の公定歩合を1.0%引下げて11.5%とし、13日から実施する旨発表した（前回の公定歩合変更は90年5月21日<13.5%→12.5%>）。

今回の措置について同省では、「他の先進国での金利動向、景気減速を反映した国内市場金利の低下、内閣による今年度財政赤字削減措置を考慮に入れて決定したもの」とのコミュニケを発表。

◆英国、ベース・レートを0.5%引下げ

イングランド銀行は、4月12日午前、同日実施した買オペ（期間1～14日）の市場介入金利を前日の12.375%から0.5%引下げ11.875%とする旨発表した。

本措置を受けて、ロンドン手形交換所加盟大手銀行は、ベース・レート（基準貸出金利）を12.5%から12.0%へ0.5%引下げる旨発表、即日実施した。

なお、同日のベース・レート引下げは、3月22日の措置（13.0%→12.5%）に続くものであり、昨年10月以来の今次利下げ局面では5回目の措置（累計引下げ幅は3%）。

◆欧州復興開発銀行（EBRD）正式発足

中・東欧諸国の市場経済化を支援するための新たな国際機関として、欧州復興開発銀行（EBRD、European Bank for Reconstruction and Development）が4月15～17日にロンドンで開催された創立総会を経て、正式に発足した。

同行設立の契機は、89年10月の欧州議会におけるミッテラン・フランス大統領による提案。その後、設立協定調印（90年5月）、加盟各国によるその批准を経て、今回の創立総会の運びとなった。

なお当初の授権資本は100億ECU、加盟メンバーは39か国・2機関（EECおよび欧州投資銀行）。本部はロンドンで、フランス大統領府特別補佐官であったジャック・アタリ氏が初代総裁に就任している。

同行は、受益国を①複数政党制民主主義、②多元

主義（法の支配、人権の尊重）、③市場経済の諸原則、を誓約・適用している中・東欧諸国に限定している（設立協定第1条）。なおソ連に対しては、当初3年間は資金供与を出資額の範囲に限定するなどの制限が課されている。

同行の活動形態としては、①企業への貸付、②株式・持分への投資、③技術援助等がある。

加盟国 の 出 資 シ ェ ア

（単位 %）

欧州共同体	51.0	受 益 国	11.9
うちフランス	8.5175	うちソ連	6.0
ドイツ	8.5175	欧州以外	24.1675
イタリア	8.5175	うち米国	10.0
英國	8.5175	日本	8.5175
その他欧州	11.37	カナダ	3.4
うちスイス	2.28	未割当株	共計 100.0

◆中国、1991年国民経済・社会発展計画および同年国家予算案を採択

中国は、3月25日から4月9日まで開催された第7期全国人民代表大会第4回会議において、当面の政策運営の基本方針を示した「政府活動報告」および91年の経済・財政計画の目標値等を定めた「91年国民経済・社会発展計画」、「90年国家予算執行状況と91年国家予算案」をそれぞれ採択した。

これらの報告は、90年の中国経済がインフレの鎮静化・鉱工業生産の回復等を実現し、「経済改革を一步進めた一年」（鄒家華国家計画委員会主任）との前向きの評価をした一方で、国営企業の経営不振、財政赤字の拡大等の解決すべき問題が残されていることも指摘している。また、91年の経済運営方針については、基本的には経済調整策の継続を唱えているが、具体的な政策目標としては次の4項目を挙げている。

1．適度な経済成長の維持

	1990年実績	91年計画
実質GNP（前年比）	+5.0%	+4.5%
鉱工業生産（%）	+7.6	+6.0
農業生産（%）	+6.9	+3.5

2. 不合理な価格の調整

需給バランスの維持と物価水準の安定を確保しつつ、政府の価格補助により安価に抑えられている生活基礎物資の価格を段階的に（注）調整。

（注）5月1日より食糧・食用油の統一販売価格の引上げを実施。

3. 対外開放政策の促進

外資導入を促進し、外国企業の投資環境を整備。とくに上海・浦東地区の開発・開放に注力。

4. 財政赤字の削減

91年の財政赤字を△123億元に（注）削減する計画（90年実績見込み、△150億元）。

（注）当初予算案では△133億元の赤字を見込んでいたが、審議過程で修正。

（単位 億元、%）

	1990年実績 見込み		91年予算	
	前年比		前年比	
歳入	3,244.8	+11.2	3,443.1	+ 6.1
歳出	3,395.2	+12.6	3,566.6	+ 5.0
財政収支	△150.4		△123.5	

◆中国、預貸金利を引下げ

中国人民銀行は、4月20日、銀行の預貸金利を翌21日から引下げる旨発表した。引下げ幅は預金金利で平均1%、貸出金利で平均0.7%（定期預金<1年>8.64%→7.56%、流動資金貸付<1年>9.36%→8.64%）。人民銀行によると、今回の利下げ決定は、「物価の比較的落着いている現状を踏まえ、生産の持続的発展と、商品流通の活発化が目的」と表明されているが、景気浮揚の意図よりは、「国債のシート引受け方式導入に伴い、預金金利を国債表面利率より低めに設定することで、シート側の国債市中売却を容易にさせる」ための措置としての性格が濃いとの見方が一般的。

◆中国、人民元レートの小刻み調整を開始

中国国家外貨管理局は、4月9日、昨年11月17日の切下げ（9.6%）以来固定していた人民元公定為替レートの約1%切下げ（1米ドル=5.22人民元→5.27人民元／ドル<売買中値>）を実施。その後も小刻みなレート調整を実施し、4月中のレート変更は計7回に及んだ模様（4月末1米ドル=5.29人民元）。

今回の措置については以下のような見方が一般的。

1. 中国人民元公定為替レートと市場実勢を反映する外貨調整センターでの取引レートとの格差を是正すること。
2. これまでの為替レートでは採算面から国家の輸出補助金を必要とする輸出企業が少なくなく、国家財政の大きな負担となっていることからその負担削減が必要であること。
3. 対外債務の大口償還を前に貿易収支の黒字定着が必要であること。